



長月

真夏の暑さから徐々に気温も和らぎ、少しずつ秋を感じ始めるころとなりました。

今年の夏は昨年などと違い、新型コロナウイルスに付き合い、社会経済活動を維持したまま感染対策を行っていく方向に舵を切ったそんな節目の年となったように思えます。

水際対策についても、入国者総数、出国前検査、入国時の検疫対応などの各種措置を今後さらに緩和することとなり、ワクチンを3回接種済みの入国者には9月7日から、出国前72時間以内の陰性証明の提出を免除する方向で調整が進んでおり、より活発な往来ができる状況が近づいています。

■技能実習生に対する指導について注意していただきたいこと

指導の際に「覚えが悪いから」「言っても聞かない・理解しない」「話を通じているかわからない」など、指導する際のご苦労もあるかと思いますが、**余裕を持った適切な指導**をお願いします。



指導する側がイライラしてしまうと、**高圧的な態度や行動が暴行・パワーハラスメントなど人権侵害行為に発展してしまう可能性があります**。大きな騒動に発展しないまでも、技能実習生が指導員の方と距離を取り始めるようになることでコミュニケーションが不足しがちになり、トラブルの原因となることがあります。

●指導がヒートアップし人権侵害行為とならないために

技能実習生に対する暴行等の行為は、言うまでもなく極めて重大な人権侵害行為であり、関係法令により処罰の対象となり得るほか、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではありません。また、各省庁及び外国人技能実習機構においては、必要な調査等を随時行っております。

実習実施者の皆様におかれましては、**パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど人権侵害行為は、日常の無自覚な言動・行動の中でも起こり得ることに十分留意**していただくようお願いいたします。

先月号のあゆみに掲載した「新しい技能実習生への対応・接し方について」を参考にいただき、技能実習生は外国人であるとの認識を持ち、特に配属直後の技能実習生は作業能力や日本語の理解力に差があることを理解していただければと思います。

指示・指導をするときには、単純・明確な指示を心がけてみてください。「このくらいは察してくれるだろう」「こんな程度も理解できないのか」と思ってしまう前に、**わかりやすい言葉で丁寧な指導を心がけるようお願いします**。

技能実習生が職場の仲間として仕事に取り組めるよう皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■外国人技能実習機構による実地検査について

外国人技能実習機構は実習実施者に対し3年に1度の「**実地検査**」や、失踪者・途中帰国者がいた場合に行う「**臨時監査**」を随時実施しています。組合による監査の際にも関連する書類は定期的に確認しておりますが、実地検査や臨時監査がいつ実施されても対応できるよう、日頃の準備をお願いいたします。



●実地検査でチェックされる内容

実地検査において、認定計画に従って技能実習が適正に行われているか確認するため、実習実施者に報告を求め、必要な帳簿書類等を確認します。問題を指摘されやすい内容は、**残業に関する「36協定」、技能実習の内容を確認する「技能実習日誌」、賃金に関わる「タイムカード」「雇用契約書」「賃金台帳」**等がです。

●臨時監査でチェックされる内容

臨時監査は失踪者・途中帰国者の状況発生前の技能実習状況を確認する為に実施されます。**該当する技能実習生に関する「実習日誌」「タイムカード」「賃金台帳」「給与明細」等の内容について詳細な調査、聞き取りが実施**されます。

●改善勧告・改善指導について

改善勧告、改善指導が行われた場合には、書面で改善報告を求めるほか、再度訪問して実地に改善状況を確認する場合があります。また、実地検査の結果、**認定計画に従って技能実習を実施していなかったことや技能実習法に違反していたこと**等が判明したときは、認定が取消しとなる場合があります。

■組合による監査の際に指摘することが多い内容について

8月16日から実施した「組合による監査」につきまして、実習実施者の皆様におかれましては、**監査へのご協力ありがとうございました**。皆様の準備がしっかりされておりましたので、備付書類のチェックもスムーズに進めることができました。

今回の監査で組合より指摘させていただいた事項のなかで、特に注意していただきたい内容についてご案内いたします。実習実施者の皆様におかれては次回の監査に向け確認のほどよろしくお願いいたします。

●技能実習計画と残業について

技能実習計画では、時間外労働等を予定した申請は行なえないこととなっています。そのため、**時間外労働（残業）は、本来の計画に無い内容として、下記の点を満たしたうえで実施**することになります。

1. 時間外労働・休日労働協定（36協定）を締結し、労働基準監督署長に届け出を行う。
2. 技能実習に関連のない業務を行わせない。
3. 必須業務、関連業務、周辺業務の時間配分が不均衡とならないようにする。
4. 技能等を修得させることができる適切な体制で行う。
5. 技能等の修得等の観点から必要最小限の時間に努める。



●残業時間の管理・調整について

36協定の特別条項を設け、技能実習機構に軽微変更の届け出をしたとしても、1ヶ月あたり45時間を超える残業ができるのは年間最大6回までとなっております。日頃より、**残業時間については計画的にできるかぎり月の残業時間が45時間以内に収まるよう**お願いいたします。

●時間外労働が45時間を超えた際には技能実習計画の軽微変更届の提出が必要です

月の残業時間が45時間をこえて残業を実施した場合には、実習機構に対して**技能実習計画の「軽微変更届」**を提出する事が義務付けられています。「**時間を超えた全ての実習生の残業時間**」を**変更届に記載し**、超えた場合は「**月ごとに都度提出**」をしなければなりません。**残業時間が規定を超えた場合には、組合への連絡と出勤簿（実習日誌）の提出**をお願いいたします。

■日本語教育アプリ「げんばのにほんご」をご活用ください(外国人技能実習機構 HP より)

日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語の8言語に対応しています。対象職種は「機械・金属関係職種」「食品製造関係職種」「建設関係職種」の3職種です。



▶ iPhoneをお使いの方はこちら



▶ Androidをお使いの方はこちら



■今後の行事予定

9月2日(金)	・技能実習生 帰国対応 (中国)	9月30日(金)	・技能実習生 帰国対応 (中国)
9月6日(火)	・技能実習生 入国対応 (カンボジア・ベトナム)	10月6日(水)	・ 技能評価試験 (型枠施工専門級・会場:ちば仕事プラザ)
9月13日(火)～ 9月15日(木)	・ ガス溶接講習 (白里市)	10月14日(金)	・ 技能評価試験 (とび専門級・会場:若松検定試験場)
9月21日(水)	・ 技能評価試験 (鉄工上級・会場(株)丸北工業)	10月27日(木)	・ 技能評価試験 (鉄工専門級・会場:寿商事(株))

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27 TEL 0479-46-0444